

# 公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団賛助会員規程

平成25年4月 1日 制定

平成27年5月27日一部改正

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団(以下「交通遺児等助成財団」という。)の賛助会員に関し、交通遺児等助成財団定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## (入会)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書(第1号様式)により、会長に申し込むものとする。

## (会費の納入等)

第3条 賛助会員は、特別賛助会員及び普通賛助会員の2種とする。

1 特別賛助会員は、この法人の目的、事業に賛同し、当法人の事業活動を支援する一般社団法人東京都トラック協会の別表に掲げる支部とする。

2 普通賛助会員は、この法人の目的、事業に賛同した法人、団体及び個人とする。

第4条 賛助会員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の会費を納入しなければならない。

(1) 特別賛助会員は、年間5千円を1口とし、1口以上とする。

(2) 普通賛助会員は、年間5千円を1口とし、1口以上とする。

2 前項の会費は、毎会計年度当初に納入しなければならない。

## (会費の使途)

第5条 第4条の賛助会費収入は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとするほか、50%を上限として法人会計の管理費に使用する。

## (会員資格の喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 2年以上会費を滞納したとき

(3) 会員である個人が死亡し事業が相続等により承継されなかったとき、もしくは法人が解散したとき

(4) 除名されたとき

## (退会)

第7条 賛助会員は、退会届(第2号様式)を提出し、任意に退会することができる。

## (除名)

第8条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事現在数の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 交通遺児等助成財団の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき

(2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団の設立登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行前の特別賛助会員及び普通賛助会員は、引き続き、交通遺児等助成財団の特別賛助会員及び普通賛助会員とする。

附 則

この一部改正は、平成27年4月1日から遡及適用する。

別表 特別賛助会員

一般社団法人東京都トラック協会千代田支部  
一般社団法人東京都トラック協会中央支部  
一般社団法人東京都トラック協会港支部  
一般社団法人東京都トラック協会品川支部  
一般社団法人東京都トラック協会大田支部  
一般社団法人東京都トラック協会渋谷支部  
一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部  
一般社団法人東京都トラック協会目黒支部  
一般社団法人東京都トラック協会新宿支部  
一般社団法人東京都トラック協会中野支部  
一般社団法人東京都トラック協会杉並支部  
一般社団法人東京都トラック協会文京支部  
一般社団法人東京都トラック協会豊島支部  
一般社団法人東京都トラック協会板橋支部  
一般社団法人東京都トラック協会練馬支部  
一般社団法人東京都トラック協会北支部  
一般社団法人東京都トラック協会台東支部  
一般社団法人東京都トラック協会深川支部  
一般社団法人東京都トラック協会城東支部  
一般社団法人東京都トラック協会墨田支部  
一般社団法人東京都トラック協会江戸川支部  
一般社団法人東京都トラック協会葛飾支部  
一般社団法人東京都トラック協会荒川支部  
一般社団法人東京都トラック協会足立支部  
一般社団法人東京都トラック協会多摩支部